

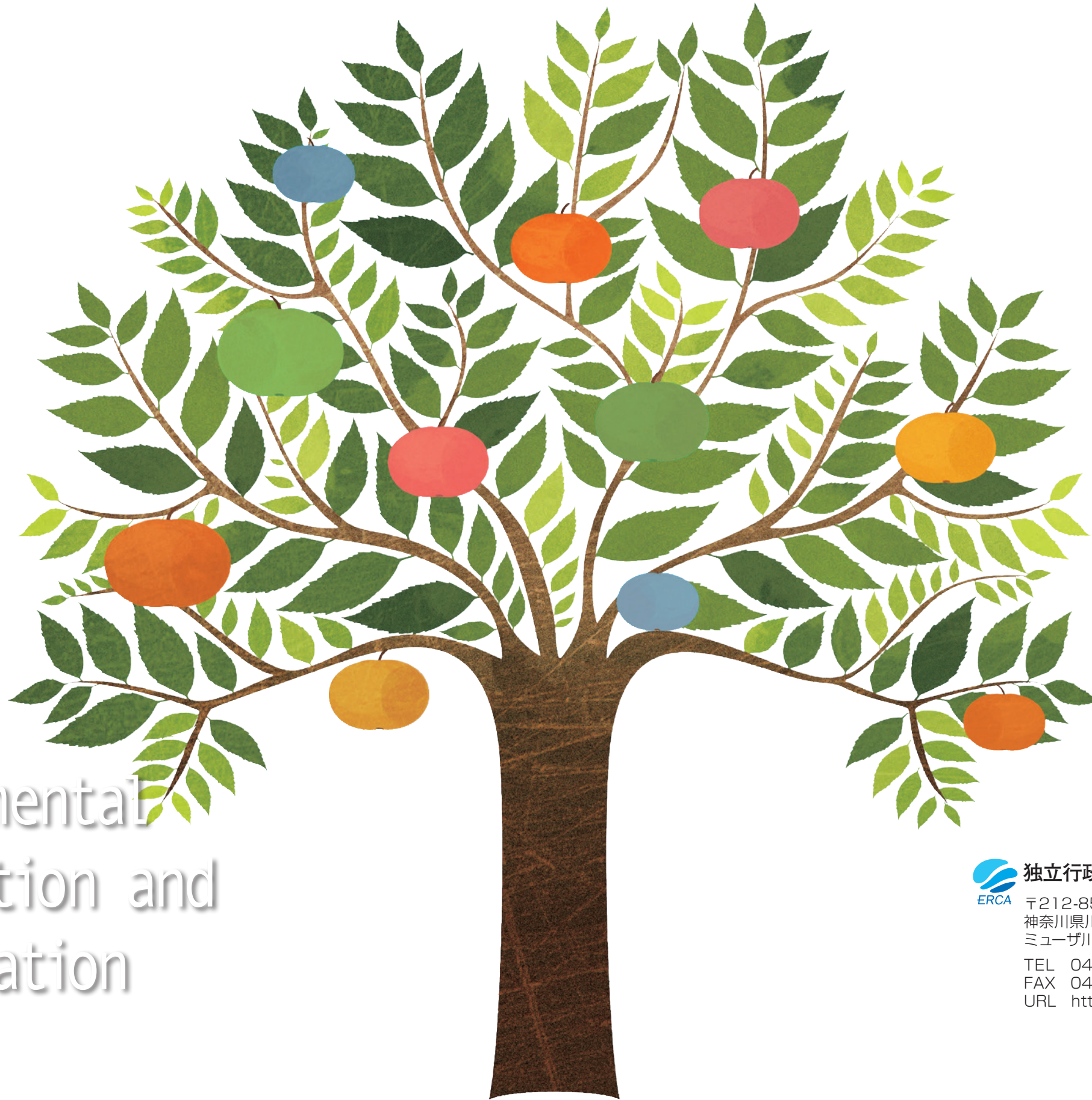
独立行政法人 環境再生保全機構



設立10周年誌

10 years and future of
Environmental Restoration
and Conservation Agency

～環境再生保全機構のこれまで そしてこれから～



Environmental
Restoration and
Conservation
Agency



独立行政法人 環境再生保全機構

〒212-8554
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
ミュージアム川崎セントラルタワー

TEL 044-520-9501 (代表)
FAX 044-520-2131 (総務部)
URL <http://www.erca.go.jp>

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



2015.2

目次

記念座談会「持続可能な未来へ」… 4

機構の10年と環境再生・保全への展望

環境再生保全機構のあゆみ（年表）… 12

各業務のご紹介

地球環境基金事業… 14

石綿健康被害救済業務… 18

公害健康被害補償予防制度について… 22

公害健康被害補償業務… 24

公害健康被害予防事業… 26

緑地整備事業… 28

PCB廃棄物処理助成業務・

最終処分場維持管理積立金管理業務・

10年間の事業費推移・その他ご案内… 30

あいさつ



理事長
福井 光彦

独立行政法人環境再生保全機構は、現在、地球環境を守り、新たな良好な環境の創出を図るため、多岐にわたる事業に取り組んでいます。具体的には、公害により健康被害を受けられた皆さまへの補償、公害による健康被害が発生しないよう予防するための事業推進、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む民間団体が国内外で行う環境保全活動への助成と人材育成・情報提供、有害なポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理の円滑な実施への支援、廃棄物の最終処分場を維持管理するための積立金の管理、さらに中皮腫などの石綿（アスベスト）健康被害を受けられた方々への医療費給付等を行っています。

本誌は、機構設立10周年の節目を迎え、「これまで、今、これから」の視点で各業務の紹介をしており、機構を取り巻く関係者の方々を含め、広く一般の方々へ、当機構の業務内容や、環境に関する制度等を知っていただきたいという思いで作成いたしました。これまで当機構の各業務にご協力いただきました皆さまに心より感謝を申し上げます。

機構の「これから」につきましては、本誌の随所にメッセージとして記載されておりますが、従来行ってまいりました業務をより効果的かつ効果的に遂行し、またさらなる事業内容の充実に向けてレベルアップするよう取り組んでいくとともに、これまで機構が培ってきました知見や経験を生かし、社会のニーズに適切に対応してまいりたいと考えております。そのために、環境省をはじめ、産業界、地方自治体およびNPO・NGO等、各関係団体との連携を積極的に図りながら、役員一丸となり努力していく所存ですので、関係する皆さまにおかれましても、引き続き当機構へご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。



Environmental Restoration and Conservation Agency

「祝辞

独立行政法人 環境再生保全機構 設立10周年誌発刊に寄せて



環境大臣
望月 義夫

独立行政法人環境再生保全機構が設立10周年を迎え、ここに記念誌が刊行されますことを心からお祝い申し上げます。

設立以来、貴機構が我が国唯一の環境政策実施を専門とする機関として、公害健康被害の補償及び予防、民間団体による環境保全活動の支援、PCB廃棄物処理の円滑な実施の支援及び石綿健康被害の救済等、環境の保全のための多岐に亘る業務を的確に実施され、実績を積み重ねて来られたことに、深く感謝と敬意を表します。

今日、環境問題は、地球温暖化問題を始め、空間的・時間的・社会的な広がりを見せ、環境政策に対し、我が国が抱える経済的・社会的な側面からの課題にも対応した総合的なアプローチが求められています。こうした課題に対応するため、環境省としては、昨年7月の中央環境審議会の意見具申を受け、低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる循環共生型社会の構築に向けて具体的な施策の実施に取り組んでいるところです。

また、公害健康被害の補償及び予防について、引き続き適切に実施する必要があります。さらに、東日本大震災・原発事故からの復興に、全力で取り組んでいるところです。

貴機構におかれては、こうした様々な政策ニーズと高まる国民の期待と信頼に応え、山積する環境政策の諸課題の解決に向け、これまで培った政策実施能力を一層高めつつ、それらを最大限に活用し、引き続き、環境省と一体となって御尽力いただくことを期待します。



[記念座談会]

持続可能な未来へ 機構の10年と環境再生・保全への展望

独立行政法人環境再生保全機構設立10周年を記念し、機構の設立・運営に関わった方々にお集まりいただき、それぞれの立場からこの10年間の環境問題・環境行政を振り返るとともに、当機構の今後の役割や方向性についてご意見をいただきました。

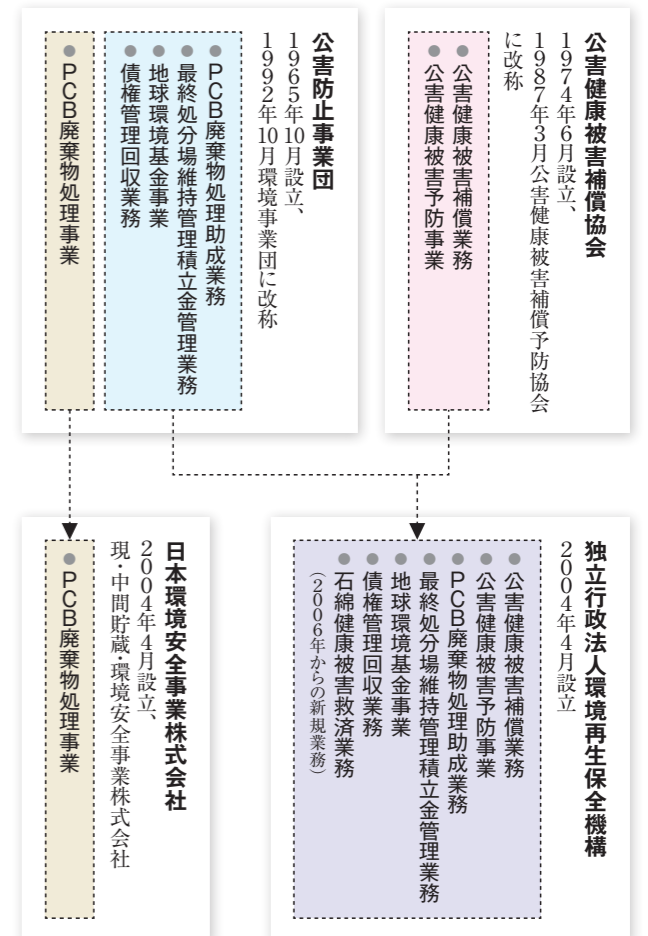


出席者の皆さん(手前右より反時計回り) 小林 光氏、森島昭夫氏、梶田哲史氏、福井光彦

- 出席者**
- 小林 光**
慶應義塾大学 政策・メディア研究科 教授、元環境省 事務次官
 - 梶田哲史**
一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事
 - 森島昭夫**
公益財団法人日本環境協会 代表理事、地球環境基金運営委員会委員長
(敬称略・50音順)
 - 福井光彦**
独立行政法人環境再生保全機構 理事長

本記念座談会は2014年12月11日、東京都千代田区の経団連会館において行われました。

●環境再生保全機構など事業再編の系譜



機構が果たしてきた役割

福井 本日は環境再生保全機構設立10周年の記念座談会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。本座談会では、皆さまと当機構との関わり、この10年間における環境問題・環境行政の変化、今後の課題、そして当機構の目指すべき姿についてご意見をいただければと思います。

まず当機構の生い立ちをかつまんでご紹介しましょう。1965(昭和40)年に公害防止事業団(後の環境事業団)が設立され、続いて74(昭和49)年に公害健康被害補償協会(後の公害健康被害補償予防協会)が設

立されました。この二つの組織が2004(平成16)年に合併して独立行政法人環境再生保全機構と特殊会社の子会社として設立されました。公害健康被害補償予防協会では、公害による健康被害を受けられた方々に対する補償業務(以下、公害健康被害補償業務)や大気汚染による健康被害の予防事業(以下、公害健康被害予防事業)を行っています。環境事業団で行っていた民間団体による環境保全活動を支援する地球環境基金事業、PCB廃棄物処理助成業務、最終処分場維持管理積立金管理業務、債権管理回収業務は当機構で引き継ぎ、P

CBの廃棄物処理事業は日本環境安全事業株式会社(現:中間貯蔵・環境安全事業株式会社)に移行。04(平成16)年の当機構設立以降は、06(平成18)年に石綿健康被害救済業務が新しく加わったというのが全体の流れです。それでは、皆さま方と当機構との関わり、当機構に関する考えや印象をお聞かせいただければと思います。

梶田 設立10周年を迎えられ、心からお祝い申し上げます。戦後の日本社会は急速な経済発展の一方、深刻な公害問題に見舞われてきました。その後、この問題に国を挙げて取り組んだ結果、今や国際社会の中でも優等生として胸を張れるようになったわけです。こうした中で機構が公害健康被害の補償や予防、さらには石綿健康被害の救済、PCB廃棄物処理助成という課題に取り組みされていることは大変重要です。同時に地球環境基金事業などを通して地球規模の課題にも取り組まれており、機構の果たす役割を、われわれ産業界も非常に高く評価しています。

経団連として特に関わりが深いのが公害健康被害補償予防制度で、予防基金造成に当たり産業界としても最大限の協力をさせていただきます。また毎年度の賦課料率決定の際には、補償業務と予防事業の実施状況についても率直な意見交換をさせていただいています。これに関連して二つ申し上げますと、07(平成19)年、東京大気汚染訴訟の早期解決に向け、東京都に対する予防事業として基金から60億円が取り崩さ

れたことがありました。企業や業界からは懸念する声もありましたが、こうした重要な問題については、事前に補償費用の負担者であり公害健康被害予防基金の拠出者でもある産業界と相談する機会を設けていただければよかったです。と思っています。

次に地球環境基金事業ですが、佐藤正敏・経団連自然保護協議会会長が運営委員を務めており、私も最近まで助成専門委員会に委員として参画してきました。具体的なプロジェクトへの支援は地球環境保全にとって大変有益で、今後の取り組みにも期待しています。

森島 私は、機構に再編される前の二つの組織の制度設計と運営に直接関わってきました。公害健康被害補償法をどう設計するか、環境事業団の公害防止事業の費用負担はどうあるべきかなど、行政側から関わっていたのです。機構との関係で言うと、機構設立当時、私は中央環境審議会の会長で、総合政策部会と地球環境部会の部会長も務めていたこともあり、環境省から機構の運営をみる役割に就いてほしいという話があり、地球環境基金運営委員会の委員長に就任し、今日に至っているわけです。

梶田さんがおっしゃったように、経団連は設立前から現在に至るまで機構を支えており、多大な貢献をしておられます。その機構業務に私も関与していることは大変光栄なことと思っています。現在、機構を取り巻く環境は設立当初とは変わっており、民間と直

接コンタクトを取って基金に寄付してもらうことも必要になってきました。また、最近の環境行政の流れで言うと、社会の構成員全員が持続可能な社会づくりに参加することが求められており、

その中で機構は、中軸と言うと大げさですが、各主体の仲介をしなければなりません。そういった意味で、機構としてはこれからの10年はより重要になるだろうと思います。

小林 私は、この10年間のうち7年は環境省、あとの3年は大



慶應義塾大学 政策・メディア研究科 教授

小林 光
Hikaru Kobayashi

1949年生まれ。73年慶應義塾大学経済学部卒業後、環境庁(当時)に入庁。環境管理局長、地球環境局長、大臣官房長、総合環境政策局長を経て、2009年7月より環境事務次官を務める。水俣病被害者諸団体との和解、水俣地域の再生などを先頭に立って推進。11年1月に退官し、同年4月より慶應義塾大学大学院および環境情報学部教授に就任し現在に至る。

地球環境基金の創設は、助成機関としての付加価値の向上に寄与しました。

学に所属していますが、この10年に限れば機構との直接的な関わりはなく、むしろ、もう少し前にいろいろな関係がありました。

思い出深いのは、公害防止事業団が第二次臨時行政調査会の中で話題になり、業務内容の大幅な転換を迫られたことがありますが、いろいろと意義を説明しましたが、公害防止に対するプライオリティーが低く、企業に対する助成になかなか理解が得られませんでした。例えば、代理貸しではないかと、ファイナンス効果だけではないかと言われ、かなり苦戦した覚えがあります。事業そのものに付加価値がないと、こうした助成は難しいと痛感した次第です。

もう一つは、環境事業団に地球環境基金を創設する際、環境庁(当時)の担当室長だったことです。創設には故竹下登元総理が尽力されましたが、民間人を地球サミットに連れていく、NGOに社会的な役割を果たしてもらおうなど、画期的な考えの持ち主でした。地球環境基金の創設は、助成機関としての付加価値の向上に寄与しましたし、私自身、創設に関わることで少しはお手伝いできたかなと思っています。

環境問題と環境行政の10年を振り返る

福井 ありがとうございます。皆さま方と当機構の関わりが分かったところで、次にこの10年間で環境問題や環境行政においてどのような変化があり、その特徴はどういった点

う」という姿勢が変わってきた。三つ目は、人間社会が自然と共生していくという方向性が出てきたことです。これは非常に画期的で、日本が世界の中で果たすべき役割の一つかなと思います。最後が、国際主義です。環境を守るために義務を負うにしても、環境でビジネスをするにしても、国際社会の動きと無関係ではいられなくなった。国際的な関係が強くなったというのが、四つ目のトレンドです。これらのトレンドは今後も変わることはなく、むしろ大きくなっていく。それがはっきりしてきたのが、この10年ではないでしょうか。

椋田 小林先生から環境と経済の距離が近くなったとお話がありましたが、経団連としては環境と経済をどう両立させるかが非常に大きな課題で、この10年間に焦点を当てると、三つの社会の実現を目指してきました。「低炭素社会」、「循環型社会」、そして「自然共生社会」です。国際的に見ても、産業界がこういった問題に主体的かつ積極的に取り組んでいる例はないかと思えます。

第一の低炭素社会ですが、経団連では自主行動計画を大きな柱としてやってきました。産業・エネルギー転換部門でのCO₂排出抑制については統一目標を掲げ、京都議定書の第一約束期間中に生産活動が伸びたにもかかわらず、12.1%のCO₂削減ができました。その原動力は何といっても各業種の努力であり、その結果、CDQ(コークス乾式消火設備技術)や廃プラのケミカルリサイクル、コージェネ、コンバインドサイクル発電(ガスタービン発

にあったかななどについて、お聞かせいただけばと思います。

まず、この10年の歴史を見てみると、世界的な動向では、当機構が設立された2004(平成16)年は気候変動枠組条約のCOP10がブエノスアイレスで開催され、翌年には京都議定書が発効し、「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」がスタートしました。10(平成22)年には、生物多様性条約のCOP10が愛知県名古屋で開催され、名古屋議定書と11(20年の新たな世界目標である「愛知ターゲット」が採択されました。さらに、12(平成24)年は第1回地球サミットから20年となる「リオ+20」の年でした。

一方、当機構として特筆すべきことは、06(平成18)年に石綿健康被害救済業務が加わったことです。さらに、地球環境基金事業にも動きがあり、08(平成20)年に若いNPOの支援を目的に「発展助成」(現:入門助成)を新設、13(平成25)年には地球環境基金が創設20周年を迎え、助成件数も4000件を突破しました。

小林 この10年は本当に変化が激しく、いろいろなことがあったと思います。そこに何を見るかですが、四つの動きについて申し上げます。二つ目は環境と経済との結合が強くなったこと。森脇先生に怒られるかもしれませんが、私は環境省にいたころから「環境で儲けて何が悪い」と言っており、環境をビジネスにしようと思っていました。

森脇 怒ってませんよ(笑)。
電と蒸気タービン発電を組み合わせた発電方式といった革新的な技術開発が進んだわけです。循環型社会についても別途自主行動計画を作っており、産業廃棄物の最終処分量削減を統一目標にしています。現在、第3次目標の段階にあり、これは最終処分量を00(平成12)年比で65%削減、つまり3分の1ぐらいにするとという目標ですが、これも既に達成しており、もう4分の1ぐらいにまで減っています。

もう二つ、自然共生社会については、92(平成4)年に「経団連自然保護基金」を作り、国内外のNGOが実施する自然保護・生物多様性保全プロジェクトを支援しています。年間約60件、累計約1200件のプロジェクトを支援してきました。生物多様性の分野では、名古屋で開催されたCOP10の前年、09(平成21)年3月に「経団連生物多様性宣言」を策定し、自然との共生を目指すと言言するとともに、具体的な行動指針を定めました。また、生物多様性は温暖化や循環型社会に比べるとまだ取り組みの裾野が狭いので、できるだけ多くの主体を巻き込むために、「生物多様性民間参画パートナーシップ」という活動も行っています。ここには、現在、510の企業・団体が参加しています。
福井 森脇先生、いかがでしょう。
森脇 この10年では、少なくとも最初の7年、つまり東日本大震災までは、エネルギーと環境、それが経済とも良い循環で結び付い

経団連の目指したのは3つの社会。 低炭素社会、循環型社会、そして自然共生社会。



一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事

椋田 哲史

Satoshi Mukuta

1979年一橋大学商学部卒業後、経団連事務局入局。環境・技術本部長、産業第2本部長などを経て2008年常務理事、14年6月より専務理事。



小林 環境と経済の距離が近くなり、「グリーン成長(Green Growth)」という概念も生まれました。そのいい例が環境配慮契約法で、価格は高いけれど環境に良いものをという流れが定着してきた。二つ目は、民間参加というトレンドが生まれ、経済を実際に動かしている産業界や一般消費者が環境を守ろうと積極的に活動するようになったこと。従来の「公害がなければいい」という考えではなく、「この社会をもっと良い形で持続していこ

ていたと思います。中央環境審議会でも申し上げましたが、経団連の自主的な取り組みを中心に、消費者の取り組み、これは十分なものではありませんでしたが、それぞれの協力を得ながら、日本は京都議定書を採用し、着々と進めてきた。ただ残念なことに、そんな日本と国際社会の動きにはズレがありました。アメリカが京都議定書から離脱し、中国はCO₂排出削減義務を課せられない

ANNEX2で、排出原単位で言えば、非常にエネルギー効率の悪い産業活動を行っていたわけですね。そのような中でも、日本は環境抑制、エネルギー効率の良い生産を続けてきた。05(平成17)年の愛・地球博では、官民を挙げてどうやってエコな社会をつくっていくかを示し、10(平成22)年の生物多様性COP10では、自然資源の持続可能な管理・利用のための「SATOYAMA(里山)イニシアティブ」を打ち出し、自然と共生するための国際

的枠組みを提言しました。少なくとも最初の7年はよくやっていた……。

福井 ところが、3・11が起きてしまった。
森脇 そう。東日本大震災は社会的に大きな問題というだけではなく、環境行政にも大きな影響を及ぼしました。私は簡単に結論を出すものではないと思うのですが、例えば原子力の問題にしても、そこで大きなブレを生じたために、エネルギー政策がまだまだもってはいけません。環境政策も、環境省も含めてまだ決まらないという状態です。極端に言う、それまで営々として築き上げてきた参加型の環境行政があつという間に崩れ、まだ整っていない。止まっている、逆行しているというよりも、何も見出せていないというのが私の印象ですね。だからこそ、機構も機構としての立場でいろいろと考えなければならぬのではないかと思えます。この10年を振り返ると、それぞれの動きは重要な意味を持って

●10年(2004~14年)の主な出来事

- **2004**(平成16) 環境再生保全機構設立 COP10(ブエノスアイレス)
- **2005**(平成17) 京都議定書発効 持続可能な開発のための教育の10年スタート クボタシヨック 「愛・地球博」開催
- **2006**(平成18) 石綿健康被害救済業務スタート 第三次環境基本計画
- **2008**(平成20) 北海道洞爺湖サミット 地球環境基金に発展助成(現:入門助成)を新設 地球環境基金助成件数累計3,000件突破
- **2010**(平成22) 生物多様性条約(CBD)COP10で 「名古屋議定書」「愛知ターゲット」採択
- **2011**(平成23) 東日本大震災 地球環境基金特別助成(リオ+20、東日本大震災)
- **2012**(平成24) リオ+20 生物多様性のための10年スタート 再生可能エネルギー「固定価格買取制度」スタート
- **2013**(平成25) 地球環境基金創設20周年 地球環境基金助成件数累計4,000件突破
- **2014**(平成26) 環境再生保全機構設立10周年

いたけれども、東日本大震災が環境行政にものすごく大きな負のインパクトを与えてしまった。

小林 私も「安全確保を大前提に、CO₂対策としての原発の推進を」と答弁していましたが、大変残念なことに事故が起きてしまいました。そして単に被害者としての日本だけではなく、大量の漂流物や海洋の汚染など、加害者としての日本という新しい問題も出てきました。

椋田 機構は、東日本大震災被災地域における復興支援助成を実施していますが、産業界としてもやれることは最大限支援していかうということで、被災地に対して自然をキーワードとした復興支援を環境省と協働で行っています。

環境問題のこれからの課題を考える

福井 この10年の大きな流れを総括していただきましたが、それを踏まえて、今後の課題は何か、それに対して行政や産業界、市民の各主体はどう取り組むべきか、コメントをいただければと思います。

椋田 経団連の取り組みの中心は、かつては公害問題でしたが、今は温暖化への対応に移っています。公害問題と温暖化問題は課題として異なった性格を持っており、公害が比較的地域性が強いのにに対し、温暖化は地球規模の課題であること。CO₂の抑制は経済と関係が深く、地球温暖化問題の第一人者で

ていたと思います。ただ、自主行動計画でカバーしている産業活動は確か70〜80%だったと思いますが、それ以外の分野がダメなんです。例えば、サービス業などは、CO₂排出量削減に対する取り組みが弱い面もみられる。要するに、自動車や電機といった業種は一生懸命に技術開発しているのですが、それ以外の業種が自主行動計画に関わっていないところが弱いんですね。

アメリカやヨーロッパなら法律でやれと言うのですが、私は法律家ですが法律をあまり信用していません(笑)、そうはしたくない。法律で規制すると、自主的にできることまでやりなさいとは言えなくなるし、罰則をかけることも必要になります。自主行動計画というのは、他の人ができなくても、自分でできることばっかりやりなさいということですよ。その意味で、私は産業界が主体的に取り組んでいることを非常に評価しているのですが、今後の社会構造の変化を考えると、福祉などのサービス業や、製造業でも生産拠点を海外に移している企業をどう組み込んでいくか、自主行動計画の範囲をどうやって広げていくかということも考えなければなりません。

福井 主体間の連携や国際協力については、いかがでしょうか？

森 主体間連携は、言うは易しで、実際こんなに難しいことはない。まず日本のNPOについて言うと、そもそもNPO同士の連携自体が不十分。それから地方公共団体は、国が

ある茅陽一先生が「茅恒等式」で示された通り、われわれが省エネをするか、エネルギーのクリーン度を高めるか、それとも生産を落とさない限りCO₂は減らせません。すぐにCO₂を削減しようとするれば、経済にとって打撃となる。逆に言えば、解決の鍵は環境技術の進展しかなく、技術革新の重要性を示唆しているのだと思います。

対策も、公害はトップダウン型、つまり有害物質の排出基準を決め、直接排出規制をかけていくことが中心でしたが、温暖化問題はボトムアップ型、つまり技術的に最大限可能な対策を積み上げて、CO₂削減に取り組んでいく方法が有効です。従って、日本が自然と経済の両立する真の環境立国を目指すには、(1)産業界の主体的な取り組み、(2)主体間連携、そして(3)地球規模で考える、この三つの視点が重要です。

福井 その三つの視点を、もう少し詳しくお話いただけますか。

椋田 はい、まず産業界の主体的な取り組みですが、これは自主的な行動計画に従って着実にやっていくべきだと思っており、政府には規制緩和など、われわれの取り組みの後押しをお願いしたいと思います。

二つ目の主体間連携については、関係者が自らの役割を果たすということです。CO₂削減にしても、産業界にはある程度コントロールできたけれど、家庭部門の急増を抑え込めなかったという経緯があります。産業界は技術開発を進めていくので、消費者の皆さま

予算を出せば別ですが、そうでないと国との連携において積極的でない面も多々見受けられます。そして産業界も、大手は別としても、「お金を出してくれれば」と依頼心が出てくる。アメリカなら、「オレはオレでやるから、余計な口は出さな」と、まさに規制緩和でやります。政策を担当してきた側から言えば、非常に難しいのが主体間連携です。そこで、少し非効率ですが、子どものころから教え込むしかないのではないかと。例えば交通事故防止でも、小さいころから教えれば、渡る前にちゃんと手を挙げて横断歩道を渡ります。観念的に「連携は必要です」といっても、なかなかうまくいきませんから。

地球規模での国際協力については、椋田さんのおっしゃることは全面的に賛成しますが、もう少し現実主義になる必要もあるでしょう。日本は地球規模で物事を考えようとはしますが、相手は国益を優先するので、そこにギャップが生まれる。国際協力を行う場合は、相手の国が何を考えているかを冷静に判断し、かつ現実的に対処していく必要があると思います。

小林 課題に関しては皆さんのご意見とそう差はないのですが、椋田さんがご紹介された「茅恒等式」については、さらに二つあるのかなと思っています。一つは、経済的な価値を減らしてはみんな困ってしまうので、新しい経済的価値を作らなければならぬ、ということ。もう一つ、すごいのは、掛け算になっていて協力すればするほど相乗効果が期待できるとい

●茅恒等式

茅陽一氏が提唱した、人類の活動とCO₂排出量の関係を表す式

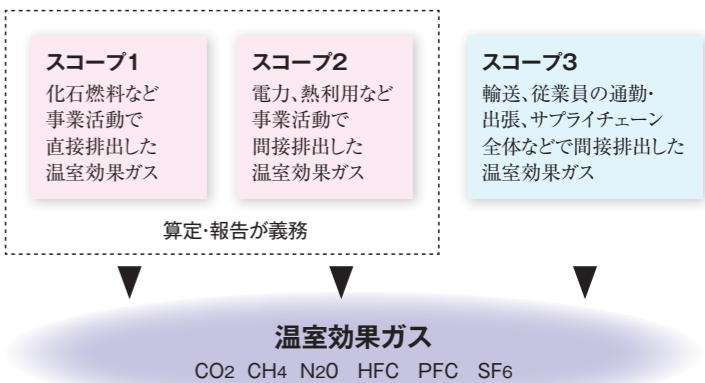
CO₂…活動に伴うCO₂排出量 E…1次エネルギー消費量 G…GDP P…人口

$$CO_2 = \frac{CO_2}{E} \times \frac{E}{G} \times \frac{G}{P} \times P$$

エネルギー消費当たりのCO₂排出量 経済活動のエネルギー効率 1人当たりの経済水準

●スコープ

企業活動に伴う温室効果ガス排出量の算定・報告の対象となる「範囲(スコープ)」のこと。日本の省エネ法では企業が直接排出する温室効果ガス(GHG)を「スコープ1」、間接的に排出する電力などを「スコープ2」として管理が義務付けられているが、近年、輸送や従業員の通勤・出張、さらにはサプライチェーン全体のGHG排出量など広い範囲を対象とする「スコープ3」も開示する流れが強まっている。



んには省エネ製品を買っていただきたい。また、容器包装リサイクル法に関しても、産業界は薄肉化や3Rに積極的に取り組むし、消費者の皆さんはきちんと分別をすとか、簡易包装を選ぶなど、国民的な運動が必要だろうと思います。

三つ目の地球規模で考えるのですが、日本の優れた技術やアジアをはじめ、地球規模で活用し、公害対策や地球環境対策を支援していくことが重要です。特に途上国に対しては、日本には公害問題を克服してきたという実績があるので、説得力のある提案ができます。温暖化も日本の温室効果ガス排出量は

うことです。例えば先ほどの連携ですが、サプライチェーンも含めた「スコープ3」も視野に全体でCO₂を減らしていくのが大事だと思っています。森先生のご指摘の通り、それはなかなか難しいのだけれども、難しいことをやってこそ利益が出るという意味で、むしろチャンスではないかと考えています。

また、東日本大震災以降、環境行政や環境対策において先が見通せないということですが、こうした状況ではまず「何をすべ



公益財団法人日本環境協会 代表理事
地球環境基金運営委員会委員長

森 昭夫
Akio Morishima

1934年生まれ。58年東京大学法学部卒業。68年ハーバード大学ロースクール法学修士。名古屋大学法学部長、同大学院国際開発研究科長、上智大学法学部教授などを経て、中央環境審議会会長、原子力委員会委員、総合資源エネルギー調査会委員、内閣法制局参与などの要職を務める。名古屋大学名誉教授、損害保険料率算出機構前理事長、加藤・西田・長谷川法律事務所弁護士。

私は法律家ですが法律をあまり信用していない(笑)。
むしろ、自主的な取り組みを評価したい。

きか、どうしたいのか」から始め、次にそのためには「どのような手段、道具を選ぶか」という順序で考えた方がいいと思います。というのも、やりたいこと（＝魅力的な目標）のためには10aの費用も出せるでしょうし、それが結局は経済を大きくすることにもつながる。安い手段や道具から考えるのではなく、やりたいことを作り出すこと、それが重要です。

環境再生保全機構のあるべき姿とは？

福井 興味深い話題は尽きないのですが、最後のテーマとして、今後、環境再生保全機構の事業はどうあるべきか、何をすべきかについてご意見ご提言をいただければと思います。既に、主体間連携や新しい価値の創造、あるいは地球的規模の視点など、いろいろなキーワードが出ていますが、森島先生、いかがでしょう。

森島 機構は法律で業務範囲が決まっております、何でも自由にできるわけではありません。ですから、公害健康被害補償業務や予防事業、石綿健康被害救済業務 債権管理回収業務については、これまで通り着実に遂行していけばいい。一方、自主的な取り組みという観点から言えば、地球環境基金事業の今

後に注目しています。資金規模からすると、機構の業務の中では番小さいのですが、国内にも同じような基金はあるものの、比較するとこれだけの資金を持っているところはないだけに、取り組むべき課題も多いはずで

福井 この21年間で累計138億円、4014件の助成実績となっております。

森島 年間6億5千万円規模の助成金ですが、パツと使ってしまったら、ある意味では小さい。しかし、きちんとプライオリティーを付けて助成するならば、持続可能な社会の建設に向けて大きな効果が期待できます。

私自身、運営委員長として地球環境基金に関わって感じることは、人材育成の必要性です。NPOも最近では税制で優遇されるようになってきましたが、若い優秀な人がNPOで働くということはまだ、まだまだ人材は不足しています。それと、環境教育。今までのいわゆる環境教育の取り組みが、本当の意味で人を育てる環境教育になっているのか、私は少々疑問に思っている。ぜひ環境教育の真の専門家を育てたり、環境教育のカリキュラムを作るといったことを、何年かかけてやっていただきたい。

もう一つは、今年、企業からの寄付を直接助成に充てる、いわゆる目的寄付といった仕組みを動かし始めたようですが、運用益を事業費に充てている地球環境基金自体のファンドレイジングも強化していただきたい。単にお金を下さいではなく、企業にも何らかの見返りがあるような仕組みを提案することで、寄付

な存在だと思っています。行政の施策が現場の実態を踏まえたものになるような情報発信を期待していますし、経団連としても協力できればと思います。

各論でいくつかあるのですが、一つは公害健康被害補償予防制度。繰り返しになります。が、拠出者である産業界と引き続き十分なコミュニケーションを取っていただきたい。私たちは予防基金造成に相当協力してきましたので、環境省や機構にはこのことを常に念頭に置いていただき、費用対効果を十分検討した上で、制度の有効活用を努めていただければと思います。

それから先ほどの森島先生のお話とも関連するのですが、地球環境基金としてNGOを今後ますます育てていただきたい。私も地球環境基金の助成専門委員会に出席していましたが、助成団体に常連が増えていたような印象があります。助成先として採決されなかった団体にも面白いところはあるでしょうから、助成先になれるよう、うまく育てていかげしょう。そうすることで、NGOの裾野も広がっていくと思います。

もう一つは、先ほど機構法の枠内でのお話がありました。その範囲内で結構です。で、消費者や国民に対する啓発・教育活動を推進していただきたいと思えます。環境問題に関するいろいろな情報が飛び交い、何が正しいのか、国民の間で混乱している面もあると思います。これらの情報を整理し、科学的に正しい情報をきちんと発信することによ

いかに効率的な仕事ができるか常に見直しつつ、もっと知恵を出し工夫してやっていきたい。



独立行政法人環境再生保全機構 理事長
福井光彦
Mitsuhiko Fukui



1951年生まれ。74年一橋大学経済学部卒業後、安田火災海上保険株式会社(現・損害保険ジャパン日本興亜株式会社)に入社。92年より5年間、地球環境室初代課長。株式会社損保ジャパン常務執行役員、公益財団法人損保ジャパン環境財団専務理事、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事(非常勤)、損保ジャパンDC証券株式会社監査役(非常勤)などを経て、2012年より現職。

を募る。機構にも企業にも環境にもメリットのある、win-win-winの仕組みを提示することが大事です。機構法の中でも、プログラムを活性化したり、柔軟に取り組みたりすることで、多少なりとも資金を増やすことができるのではないのでしょうか。

福井 椋田さん、お願いします。
椋田 機構の役割は今後も大きいと思います。特に環境保全の現場に近いところで活躍されているので、現場の声や実態と行政をつなぐことができる点で、貴重

きさえあれば、銀行からの融資も受けやすくなるでしょう。

それと、環境教育では途上国の人材教育が重要だと考えます。14(平成26)年9月の国連気候変動サミットにおいて、安倍晋三首相が途上国の取り組みを促すために1万4千人の人材育成を約束しました。日本には企業の工場や自治体など実習できる現場がたくさんあります。日本で実習した人が自国に戻って環境保全で活躍する、日本びいきになる。日本で就職することもあるでしょうし、そういった環境人材づくりということも、国際協力という意味では大事な取り組みではないかと思えます。

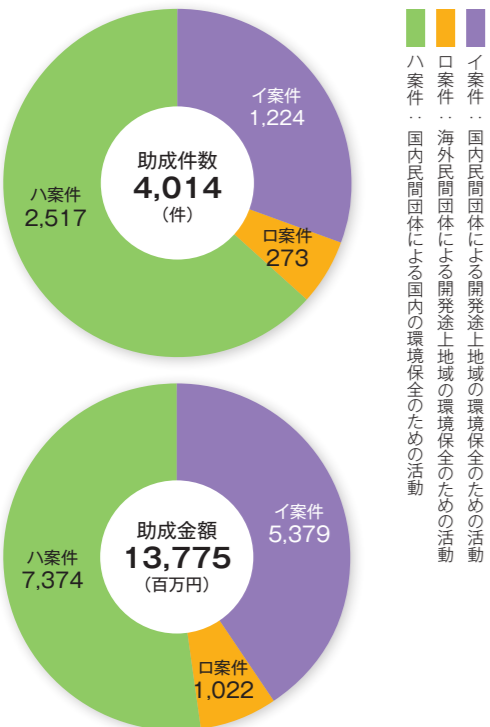
最後に三言付け加えると、そもそも機構の名称になぜ「再生」という言葉が入ったのか？そこには単に補償するだけでなく、もっと良いものに生き返らせるという意味が込められ

ていたはず。再生に着目した仕事、単なる補償を超えた仕事があるのではないかと

思います。
福井 いろいろなご意見をいただき、ありがとうございます。ベースとなる公害健康被害補償業務と予防事業では、いかに効率的な仕事ができるか常に見直し、産業界とも十分なコミュニケーションを取りながら、事業を遂行してまいります。地球環境基金事業については、人材育成などを通じたNGO・NPOの支援にしろ、募金集めにしろ、さらに知恵を出して工夫してやっていきたいと思っています。また、最後になりますが、中期目標においては新しい業務についても検討していくよう求められており、これは環境省と相談しながら前向きに検討していきたいと考えています。本日は、貴重なご意見をお聞かせいただき、ありがとうございます。

●独立行政法人環境再生保全機構法
(平成十五年五月十六日法律第四十三号)
第一章「総則」、第二章「役員及び職員」、第三章「業務等」、第四章「雑則」、第五章「罰則」、そして附則からなる法律で、独立行政法人環境再生保全機構の業務内容などが規定されている。

●地球環境基金21年間の実績



●「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の施行	1962	昭和37年
●「公害対策基本法」の施行	1965	昭和40年
●「大気汚染防止法」の施行	1967	昭和42年
●「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（いわゆる旧救済法）」の施行	1968	昭和43年
●環境庁発足	1969	昭和44年
●「水質汚濁防止法」の施行	1971	昭和46年
●「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の施行 <small>（公害に係る無過失責任制度の確立）</small>	1972	昭和47年
●四日市公害訴訟判決（原告被害者側勝訴）	1974	昭和49年
●「公害健康被害補償法」の施行	1986	昭和61年
●中央公害対策審議会から環境庁長官への答申 「公害健康被害補償法第一種地域のあり方等について」	1988	昭和63年
●「公害健康被害補償法」の改正（公害健康被害補償等に関する法律の施行） <small>（第一種指定地域の指定解除）</small>	1992	平成4年
●地球サミット開催	1993	平成5年
●「公害防止事業団法」の改正	1994	平成6年
●「環境基本法」の施行（公害対策基本法の全面改正）	1995	平成7年
●環境基本計画の策定	1997	平成9年
●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正	1998	平成10年
●「特定非営利活動促進法」の施行	1999	平成11年
●「独立行政法人通則法」の施行	2000	平成12年
●第一次環境基本計画の策定	2001	平成13年
●「循環型社会形成推進基本法」の施行	2002	平成14年
●特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）	2003	平成15年
●「自動車NOx法」の改正（自動車NOx・PM法）	2004	平成16年
●「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律」の施行	2005	平成17年
●環境省発足	2006	平成18年
●ヨハネスブルグサミット開催	2007	平成19年
●「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行	2008	平成20年
●大手機械メーカーのクボタによる尼崎市の旧神崎工場周辺住民が中皮腫に罹患していることの公表	2010	平成22年
●愛・地球博開催	2011	平成23年
●「石綿による健康被害の救済に関する法律」の改正	2012	平成24年
●第三次環境基本計画の策定	2013	平成25年
●「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部を改正する法律」の施行	2014	平成26年
●「石綿による健康被害の救済に関する法律」の一部を改正する政令」の施行		
●東日本大震災		
●「リオ+20」開催		
●第四次環境基本計画の策定		

公害防止事業団の設立

「公害健康被害補償協会」から「公害健康被害補償予防協会」に組織名変更
 「公害健康被害予防事業」の開始
 「低公害車フェア」実施（平成22年度）
 「大気汚染防止推進月間キャンペーン」実施（平成21年度）
 「公害防止事業団」から「環境事業団」に組織名変更
 地球環境基金創設
 公害健康被害予防基金の造成完了
 「環境NGO総覧」（初版）発行
 「最終処分場維持管理積立金管理業務」の開始

公害健康被害補償協会の設立

「公害健康被害補償協会」から「公害健康被害補償予防協会」に組織名変更
 「公害健康被害予防事業」の開始
 「低公害車フェア」実施（平成22年度）
 「大気汚染防止推進月間キャンペーン」実施（平成21年度）
 「公害防止事業団」から「環境事業団」に組織名変更
 地球環境基金創設
 公害健康被害予防基金の造成完了
 「環境NGO総覧」（初版）発行
 「最終処分場維持管理積立金管理業務」の開始

「PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理助成業務」の開始

地球環境基金・特別助成枠（ヨハネスブルグ・サミット）の設置
 ぜん息・COPD（慢性閉塞性肺疾患）電話相談事業の開始

独立行政法人環境再生保全機構の設立

愛・地球博に関連する場外活動への助成
 「石綿健康被害救済業務」の開始
 「緑地整備事業」の終了

公害健康被害予防事業に自立支援型公害健康被害予防事業の新設

地球環境基金・特別助成枠（北海道洞爺湖サミット）の設置
 特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求対象の拡大（未申請死者区分の追加）
 指定疾病の追加（著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び同じまん性胸膜腫）

地球環境基金・特別助成枠（リオ+20、東日本大震災）の設置

特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限を10年延長
 地球環境基金創設20周年
 公害健康被害補償予防制度発足40周年
 環境再生保全機構設立10周年

環境再生保全機構のあゆみ



凡例

補	公害健康被害補償業務
予	公害健康被害予防事業
地	地球環境基金事業
石	石綿健康被害救済業務
緑	緑地整備事業
他	その他業務

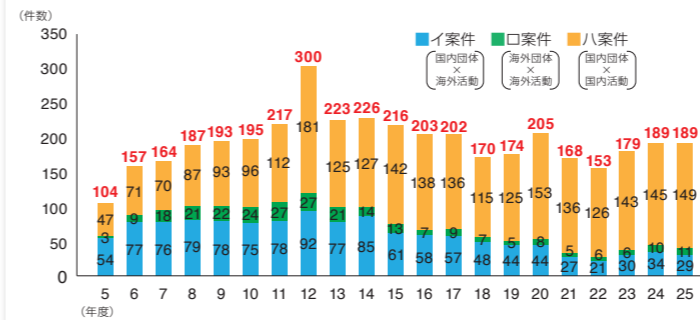
持続可能な社会の実現のために

環境NGO・NPOと地球環境基金の未来

2013年に20周年を迎えた地球環境基金。私たちは、これまで国内外の環境NGO・NPOが行うさまざまな環境保全活動の支援を行ってきました。その過程では、常に、今どのような支援が環境NGO・NPOに必要なのかを考え、事業に反映させてきました。「持続可能な社会の実現」を目指したこれまでの事業の成果を振り返り、これから目指すべき姿—未来—を考えます。

地球環境基金助成件数の推移

平成5年度～25年度の21年間→4,014件、総額138億円の助成



地球環境基金の創設から20年
国内ではNGO・NPOという言葉がまだ珍しかった1992年、「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルのリオデジャネイロで開催され、日本を含む多くの国の政府代表、国際機関、NGOがこの会議に参加しました。これを受け、国内でも環境NGO・NPOのサポートに向けた具体的な動きがスタートし、「国と民間の双方が資金拠出を行い、内外の民間団体による地球環境保全活動に対する助成・情報提供・研修等の事業を実施すること」を目的に、会議の翌年である1993年、地球環境基金が創設されました。

地球環境基金は、これまで環境保全活動を幅広く総合的に支援し、国内外の環境NGO・NPOに対し総額約138億円、4,014件ののぼるプロジェクトへの助成を行ってきました。そして今では、環境保全活動において環境NGO・NPOの存在は欠かせないものとな



A. (特非) スペースふう B. (一社) 島西臨海・環境教育フォーラム C. 地球環境基金海外派遣研修 D. (公社) 生態系トラスト協会 E. (一社) 島西臨海・環境教育フォーラム F. 地球環境基金20周年記念講演会・シンポジウム G. (特非) あきた菜の花ネットワーク H. 地球環境基金若手プロジェクトリーダー研修 I. 香港観鳥会 J. うちエコごはん

Vision -ビジョン-

これからの社会は、市民一人ひとりの思いや志を、行動に変え、様々な環境諸課題を解決することが大切。環境NGO・NPOは、現場での活動を通じて、こうした一人ひとりの取り組みや声、行動を結びつけ、社会の共感を得ながらその取り組みの輪を広げ、良好な環境の創出につなげるという、大きな役割が期待されている。活動の輪の広がりや、それぞれ特有の生活、文化、経済を背景とした地域でのものから、多様な考え方や生活文化を持つ人々に関わる国際的、地球的規模のものまで、様々なレベルで必要となっている。その核となるべき環境NGO・NPOの活動もまた、多様なものになることが期待されている。地球環境基金は、環境NGO・NPOの自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の支援組織や事業者、行政と協力し、その活動を支援することを通じて、私たちの将来の世代に、豊かに生きる基盤である地球を引き継ぐことができる、持続可能な社会の実現に貢献する。

Mission -ミッション-

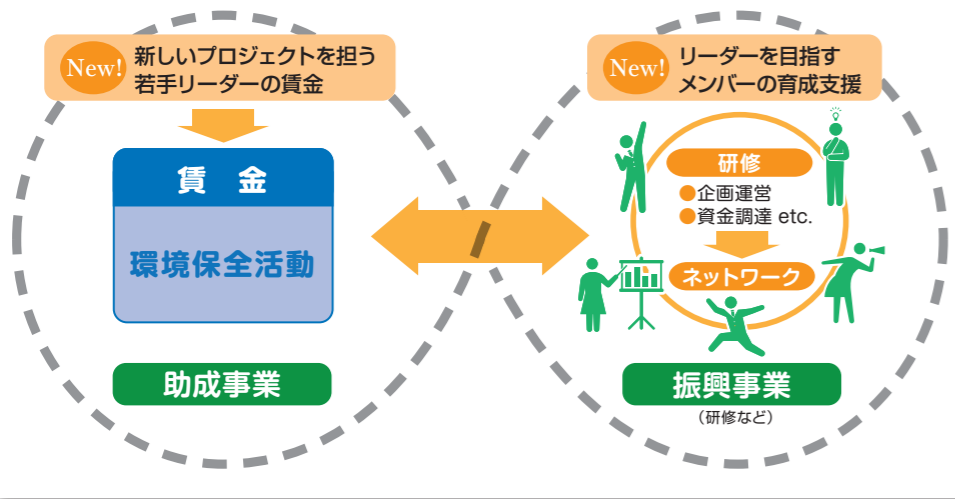
- 1 環境NGO・NPOは、持続可能な社会づくり、環境保全に欠かせない存在となり、今後、さらに資金力の強化及び、専門力、提案力、動員力、発信力など、活動を支える力を強化すること、また、各々が自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の主体との連携・協働を強化することなど、その機能を高めていくことが重要。その活動が充実するにつれて、市民から共感・信頼を得、活動がより大きくなり、経済や社会を変え、よりよい環境を作り出していくことが期待される。そうした期待に応え、共感・信頼される環境NGO・NPOが質的にも量的にも充実するよう、また、機能強化につながるよう地球環境基金は支援の拡充を目指す。
- 2 持続可能な社会には地域での取り組みが欠かせない。地域作りを担い、地域に貢献できる活動を大切にするとともに、その地域活動が各主体との連携・協働などにより「孤」から「環」に広がるよう地球環境基金は、環境NGO・NPOを支援していく。また、環境問題は国境を越え、地球大につながっている。取り組みの環が世界へとつながり、広がっていくよう、地球環境基金は、国際的視野をもって、環境NGO・NPOを支援していく。

地球環境基金の未来

2014年、今後の事業のあり方を検討した結果を踏まえ、更なる環境NGO・NPOの強化に向けた支援の拡充、環境保全活動を行う次世代の人材育成、持続可能な社会の実現に貢献することを掲げて、事業メニューの見直しを行いました。

その主なメニューは、①助成事業の目的の明確化、多様化 ②環境NGO・NPOの人材育成 ③助成事業・振興事業（環境保全活動を担う人材を育てる活動の評価システム見直し）④各主体（民間団体・企業・行政）との連携促進の4つです。特に、②で挙げた人材育成においては、今まで別枠で進めていた助成事業と振興事業をパッケージとした「若手プロジェクトリーダーの育成支援プログラム」をスタートさせました。助成事業としてプロジェクトの根幹を担う若手担当者の活動推進費（賃金）を複数年にわたり支援することで、集中して環境保全活動に取り組んでいただく一方、振興事業の一つである研修事業に並行して参加してもらい、企画運営や資金調達等のノウハウを学んでいただけるのです。このプログラムに参加した若手担当者同士で意見交換や実習を重ねること、他団体とのネット

若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム



ワークを構築できるといふメリットもあり、様々な角度から環境NGO・NPOの次世代を担うリーダー育成を目指します。市民から共感・信頼される環境NGO・NPOが質的にも量的にも充実し、また、機能強化につながるよう地球環境基金は支援の拡充を目指します。

環境問題は国境を越え、地球大につながっています。地球環境基金は、これからも環境NGO・NPOへの支援を通じ、「持続可能な社会の実現」を目指してまいります。

地球環境を守る活動

を応援しています。

「環境再生保全機構10周年誌」 発刊に寄せて

株式会社 トーカイ
代表取締役社長 **小野木 孝二**



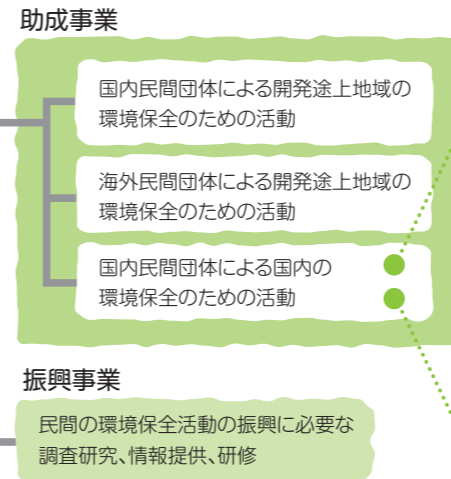
この度は設立10周年という記念すべき節目を迎えられましたことを、心よりお慶び申し上げます。
 弊社は1955年の創業以来、限りある資源のリユースとリサイクルを事業活動の根幹におき、医療機関・介護福祉施設等へのリネンサプライや介護用品のレンタルなど、人々の「清潔と健康」を目指し、資源の有効活用と環境保全に一企業として取り組んでおります。
 事業活動と共に、環境保護活動支援に企業として取り組みたいと考えている中、循環型社会形成や民間団体による環境保護活動支援という基金の趣旨に賛同し、2009年より水の宅配事業である「アクアクラ」事業において、お客様にご購入を頂いたボトル代金の一部を地球環境基金に寄付する取り組みを開始いたしました。
 今後も地球環境の保全に資する企業活動を行っていくと同時に、この基金を通じて、環境保全に関わる多くの方々の歩みを支える活動にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

応援
メッセージ

私たち地球環境基金は、環境NGO・NPOなど
環境保全活動を担う人材の育成や



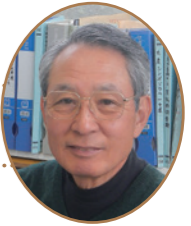
民間団体の活動を資金面でサポートするとともに、
団体の組織強化を図る活動を行っています。



Thanks
メッセージ

ちば里山カレッジの開催 ～里山活動の更なる継続・発展を目指して～

特定非営利活動法人 ちば里山センター
里山カレッジ担当理事 **小西 博典**



平成15年、他県に先駆けて制定された「千葉県里山条例」を契機に、荒れた里山を市民の手で再生する里山活動が活発に展開されてきましたが、10年を経て、今後里山活動を継続・発展させるための課題として、第一世代の高齢化と後継者不足が活動団体へのアンケート結果でも明らかになりました。
 これら課題への対応として、地球環境基金の助成を受け、里山活動に必要な知識と技能を習得する「ボランティア養成コース」と総合的視点で活動できる人材を育成する「次世代リーダー養成コース」を3ヶ年で県全域を対象に企画し、2年目の現在まで70名の卒業生が地元で里山活動を展開しています。
 一方、この活動を3ヶ年で終わらせることなく、助成終了後も継続したいとの意見が、行政及び関連機関、活動団体等から寄せられており、地球環境基金からの助成を機に始まった活動の輪が更に広がるよう関係者一同努めていきたいと思っております。

10周年誌 発行にあたりまして

ブックオフコーポレーション 株式会社
総務部チーフマネージャー **堀内 美堅**



設立10周年を迎えられ、心よりお喜び申し上げます。
 弊社と地球環境基金部との間では、弊社のボランティア宅本便という寄付プログラムで平成24年6月から提携させていただいております。同プログラムは、寄付を希望される方が、金銭ではなく不要となった書籍等を弊社へ売却し、その売却代金を地球環境基金へ寄付されるというものです。またこれと併せて、寄付金額の10%相当額を弊社からも寄付させていただいております。
 今後もささやかではあります様々な環境活動の一助になれば幸いであり、またひいては同活動が将来に亘っての子供たちの明るい未来に寄与されていくことを祈念しております。

応援
メッセージ

多様な寄付方法

本 de 寄付 (ご不要になった本やCDで寄付)
 ブックオフコーポレーション株式会社のご協力により、寄贈されたご家庭や職場等でご不要になった本やCD・DVD・ゲームソフトをブックオフに買い取っていただき、その買取金額が地球環境基金に寄付される取り組みです。

スマイル・エコ・プログラム (リサイクルを通じて寄付)
 送料無しの宅配買取にエコ基金を組み合わせるのが「スマイル・エコ・プログラム」です。買取1件につき、リネットジャパングループ株式会社のご負担により一定の金額が地球環境基金に寄付されるプログラムです。また、買取代金から任意の金額を地球環境基金に寄付いただけます。

●寄付の方法や詳しい内容は
地球環境基金部 基金管理課

かざして募金 (携帯電話使用料と一緒に寄付)
 スマートフォンを利用し地球環境基金へ寄付いただけるサービスです。ソフトバンクモバイル株式会社が提供するこのサービスでは、100円から募金が可能で、月々の携帯電話使用料と一緒に支払うことができます。
 ※左の「基金ちゃん」をかざして募金のアプリケーションをインストールしたスマートフォンにかざすと募金ができます。

地球環境基金では様々な寄付方法をご用意しています。

- 郵便局又は金融機関の窓口からの振り込みで寄付
- VISA、Masterのクレジットカードからオンラインで寄付
- クレジットカードのポイントで寄付
- 「Famiポート」から寄付
- 楽天銀行に口座をお持ちの方は、オンラインで寄付
- 環境関連のイベント会場に設置されている募金箱で寄付

044-520-9606 までお問合せください

Thanks
メッセージ

1種類のチョウを絶滅から 救うことができました

特定非営利活動法人 日本チョウ類保全協会
事務局長 **中村 康弘**

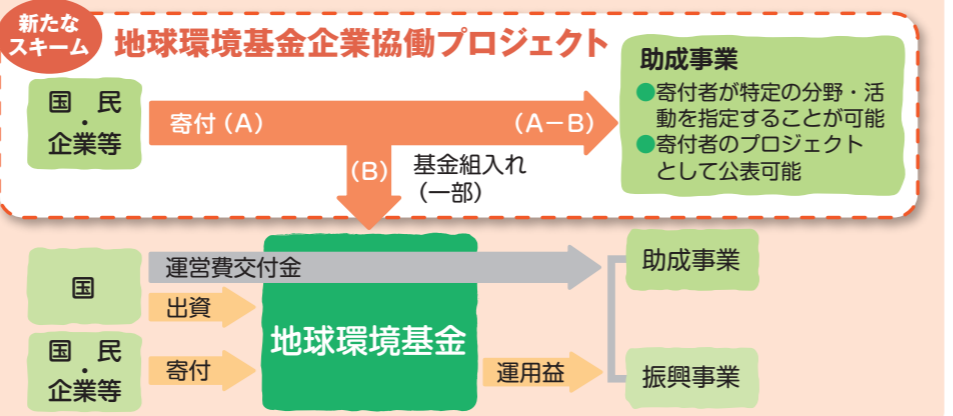


当協会では、絶滅寸前のチョウを守る活動に、助成をいただきました。北海道～九州までの全国9カ所で、絶滅の危機にあるチョウを調査し、地域の方々と協働しながら保全活動を行うことで、多くのチョウ類の生息状況を改善することができました。なかでも、すでに絶滅した可能性が高いといわれていたツシマウラボシシジミを、助成による徹底した調査で見つけ、同時に速やかな対策をとることで、絶滅寸前だった1種を救うことができました。このチョウを絶滅から救えたことで、国レベルの生物多様性保全に大きく貢献できたと考えています。

野生生物であるチョウを守るには、年度途中で緊急に対策が必要な場面も少なくありませんが、そうした場面でも本当に必要な対策に絞って、効率よく助成金を利用しています。地球環境基金にご寄付をいただいた皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、現場で鋭意取り組んでおりますので、引き続きのご協力・ご支援へのお願いを申し添える次第です。

特定の分野や活動を支援する新しい枠組みをスタート

寄付の新しい受入方法として、「地球環境基金企業協働プロジェクト」という助成スキームを、平成26年度に立ち上げました。
 従来の寄付の場合、寄付をすべて基金に組み入れた上で、その運用益が助成等に回るため、対象を限定せず幅広く活動に充てられるのに対し、新しいスキームでは、寄付が直接助成に充てられるため、寄付者は特定の分野・活動を指定することが出来ます。さらに、採択した活動については、自社のプロジェクトとしてPRすることが可能です。



地球環境基金のシンボルマーク 「基金ちゃん」の紹介

地球環境基金を
よろしきゅ
お願いします!

「基金ちゃん」は、NGO・NPOの環境保全活動への支援を目的とした地球環境基金の事業を、より身近なものとして、広く皆さまに知っていただくために誕生しました。

一人ひとりの思い(ハート)を集めた大きな力が私たちの将来の世代が豊かに生きていける地球環境を支えています。

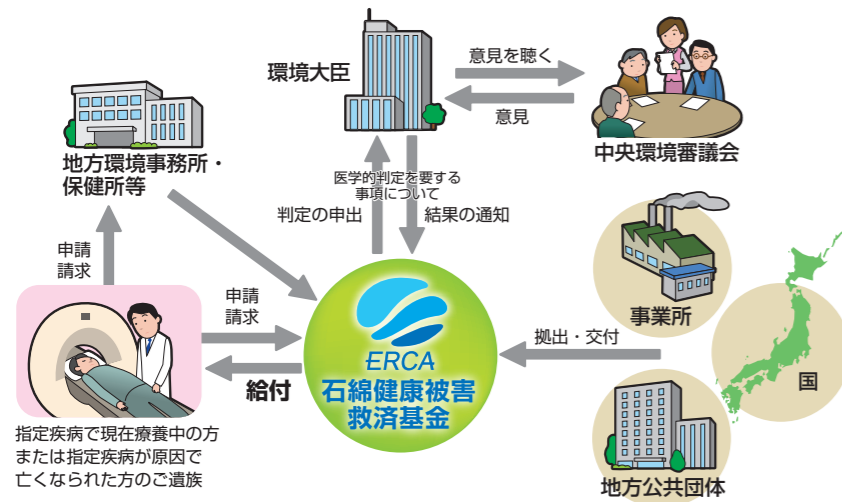


プロフィール

- 名まえ ● 基金ちゃん
- 年い ● ？
- 住まい ● 神奈川県川崎市
- 身長・体重 ● 50cm・kg
- 好きなこと ● 地球のためにできること!
- チャームポイント ● つぶらなひとみ
- 趣味 ● 募金活動
- よく行くところ ● 環境イベント会場
- 特技 ● 語学

いろんなところで「地球環境基金」を紹介していきます。私を見つけたときは、どうぞよろしきゅお願いします!

石綿健康被害救済制度がスタート



機構は、石綿による健康被害を受けられた方及びそのご遺族の方への迅速な救済を図ることを目的に、石綿健康被害救済制度をスタートさせるべく、環境省等と連携して準備を進めました。そして、法施行日前の平成18年3月20日から申請受付を開始し、石綿を吸入して指定疾病にかかり現在療養中の方、および、これらの疾病に起因してお亡くなりになった方のご遺族が申請・請求をすることができるようになりました。

2006

運用開始後も見直しを重ね 救済の範囲を拡大してきました

申請区分の追加

2008

指定疾病の追加

2010

平成20年12月1日、法施行日以後に認定の申請をしないでお亡くなりになった方を救済の対象とすることや、医療費等の支給期間を申請日から療養を開始した日まで遡及することになりました。

平成22年7月1日、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が、指定疾病に追加されました。



請求期限の延長

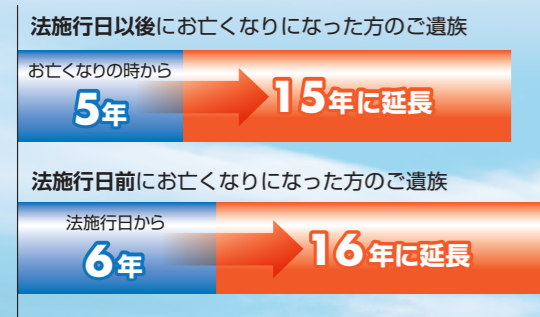
2011

肺がんにおける 医学的考え方の追加

2013

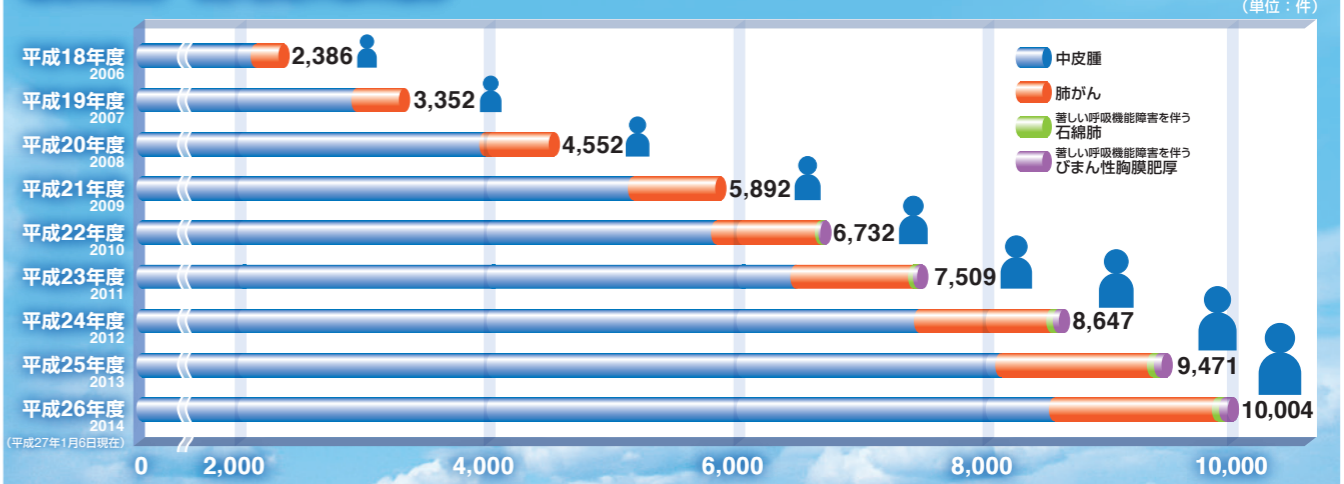
平成23年8月30日、特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が10年延長されました。

平成25年6月18日、肺がんにおいて石綿ばく露が原因であることを示す医学的所見として、広範囲の胸膜ブランク所見が追加されました。



隙間のない迅速な救済を目指して 石綿健康被害救済制度について

指定疾病別 累計認定件数の推移 (単位：件)



平成18年に石綿健康被害救済制度がスタートして以来、機構の新たな業務として、石綿(アスベスト)による指定疾病の認定と被認定者等への救済給付に関する業務を行っております。この制度を通して、これまでに約1万人の方々認定されています。

労災補償の対象とならない工場周辺住民等

2005

平成17年6月29日、株式会社クボタは、兵庫県尼崎市の旧神崎工場周辺住民が、中皮腫に罹患していることを公表しました。この後、企業、業界団体等が石綿ばく露による中皮腫、肺がん患者が多数発生し労災認定を受けていることを相次いで公表し、石綿による中皮腫、肺がんの発生が社会的問題となりました(いわゆる「クボタ・ショック」)。政府は、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合を重ね、11月29日の第四回会合において、「石綿による健康被害の救済に関する法律(仮称)案大綱」を取りまとめ、労災補償の対象とならない工場周辺住民、労働者の家族、一人親方、中小企業事業主等を隙間なく救済する新法を制定することとしました。また、労災補償を受けずに死亡した労働者(特別加入者を含む)のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したものについても救済することとしました。

石綿健康被害救済制度の発足経緯

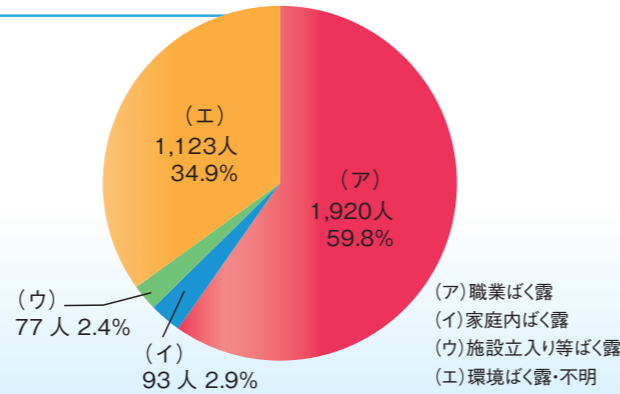
- 平成17年6月29日 ● クボタが尼崎市の旧神崎工場周辺住民が中皮腫に罹患していることを公表
- 11月29日 ● 「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」において「石綿による健康被害の救済に関する法律(仮称)案大綱」を取りまとめ
- 平成18年2月3日 ● 「石綿による健康被害の救済に関する法律」成立(2月10日公布)
- 3月2日 ● 中央環境審議会より「石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」を答申
- 3月27日 ● 「石綿による健康被害の救済に関する法律」施行

3 知見を深め、次につなげる

平成18～24年度累計被認定者ばく露集計
(療養中の方等を対象、アンケート有効回答者)

どこで、どんな人が石綿にばく露したのか - 石綿ばく露状況の実態調査 -

全国的な石綿ばく露状況の実態を把握し、制度運用に役立てるため、救済制度における被認定者の方々を対象に、石綿ばく露の状況や、職歴及び居住歴等について調査を行い、有識者の助言を受けた上で、結果を公表しています。



海外の救済制度を参考にしながら - 他国との活発な情報交換 -

各国の救済制度を紹介する場として、イギリスやオランダ等の担当者を招いて平成22年2月に国際シンポジウムを開催したほか、環境省と連携して、他国の救済制度等について現地調査をすることで、制度運用に役立てています。

制度発足当初から救済制度に携わっておられる、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会の三浦委員長に、機構10周年に当たってのメッセージをいただきました。

■制度発足時の思い出

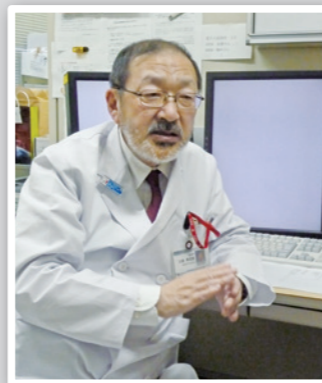
平成17年6月にクボタの問題が発覚し、翌年3月に救済制度が開始されたのですが、とにかく時間がなかったことをよく覚えています。当時は診断基準も確立されていなかったため、正確な診断を下すこと自体が非常に難しかったのです。そうした中、前委員長である森永謙二先生の下、専門家の先生方が集まり、誰もが納得する分かりやすい診断基準の確立を目指しました。

■診断に必要な専門医との連携

石綿に起因する疾病の中で、中皮腫は代表的な疾病であるとともに、診断が難しい疾病です。そのため、委員会における審議に当たっては、正確な診断をするために、中皮腫に詳しい先生、肺がんに詳しい先生、その他鑑別が求められる疾病に詳しい先生など、各分野の専門の先生方に集まっていただき、総合的に審議しています。

■環境再生保全機構に期待すること

申請される方々への対応や気配りには感心しているので、これまで通り誠意を持ってやっていただければと思います。また、全国で講演をしてきましたが、認定された症例だけでなく、なぜこのケースでは認定できないのか、その辺を具体的に示すことができれば、正確な診断の向上につながると思います。これからはこうした情報の共有も重要になります。



横須賀市立うわまち病院副管理者
石綿健康被害判定小委員会委員長
三浦 溥太郎

機構の「3つ」の取り組み

環境再生保全機構では、制度運用に加え、「制度周知」「診断技術の向上」「知見の蓄積」に取り組むことで、隙間のない迅速な救済につなげています。



1 きめ細やかに制度を周知

患者・家族、石綿関係業種従事者、医療関係者など対象者に応じた広報活動

一般向けとしての交通広告、がん患者向けの医療雑誌、石綿製品の関係業種の業界誌等に広告を掲載することで、幅広い広報活動を実施しています。

また、医療関係者の方々に救済制度の理解を深めていただくために、医療関係の学会セミナー等を開催しています。



2 診断技術の向上のために

身体的負担の少ない細胞診の普及のために - 中皮腫細胞診実習研修会 -

中皮腫症例の細胞診断の精度向上を目的に、中皮腫の細胞の標本を用いた検鏡実習及び症例解説を行う研修会を関東及び関西にて開催しており、これまでに多くの細胞検査士の方々が受講されています。



石綿小体の計測精度の向上及び均てん化 - 石綿小体計測精度管理事業 -

石綿小体の計測精度の向上とともに、計測対象となる石綿小体の特徴等を全国で広く共有するため、一定の石綿小体計測技術能力を持つ医療機関を対象に、石綿小体計測の実施、分析及びその結果を共有しています。

公害健康被害 補償予防制度

平成27年1月1日
2015

平成20年4月1日
2008

昭和63年3月1日
1988

昭和49年9月1日
1974

昭和46年10月
1971

昭和30~
40年代前半
1955~

公害問題の深刻化



経済の発展による公害問題

戦後復興を足がかりに大きな経済発展を遂げた昭和30年代から40年代前半。工場等から排出されるばい煙、汚水等が、工場周辺の地域住民に大きな健康被害をもたらしました。このような状況下、昭和46年から48年にかけて、いわゆる「四大公害裁判」の判決が次々と出されました。

「公害健康被害補償法」制定

四大公害裁判の結果を背景に公害健康被害者の方々に広く支えるための法案「公害健康被害補償法」が制定され、民事責任を踏まえた損害補償制度として健康被害者の方々に各種の給付を行ってきました。その後の大気汚染の状況等を踏まえ、公害健康被害補償法の一部改正が行われました。

公害による健康被害者の保護を図るために 公害健康被害補償業務

公害健康被害補償法の改正により、第一種指定地域の指定を全て解除する一方、既に認定された方々への補償は継続することとなりました。

「公害健康被害予防事業」実施

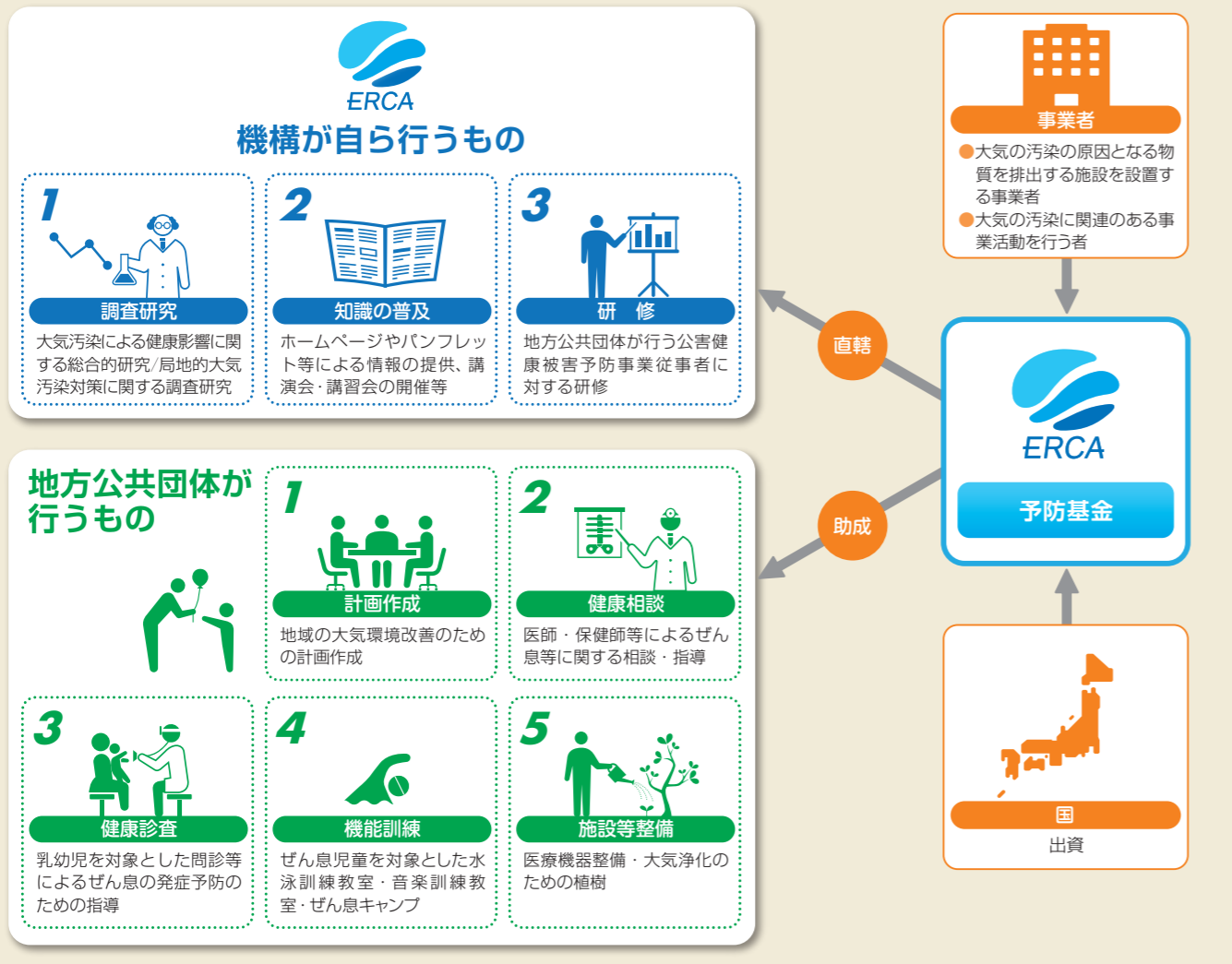
大気汚染の影響による健康被害を予防し、かつ、地域住民の健康の確保を目的として、公害健康被害予防事業を実施することとなりました。

自立支援型公害健康被害 予防事業スタート

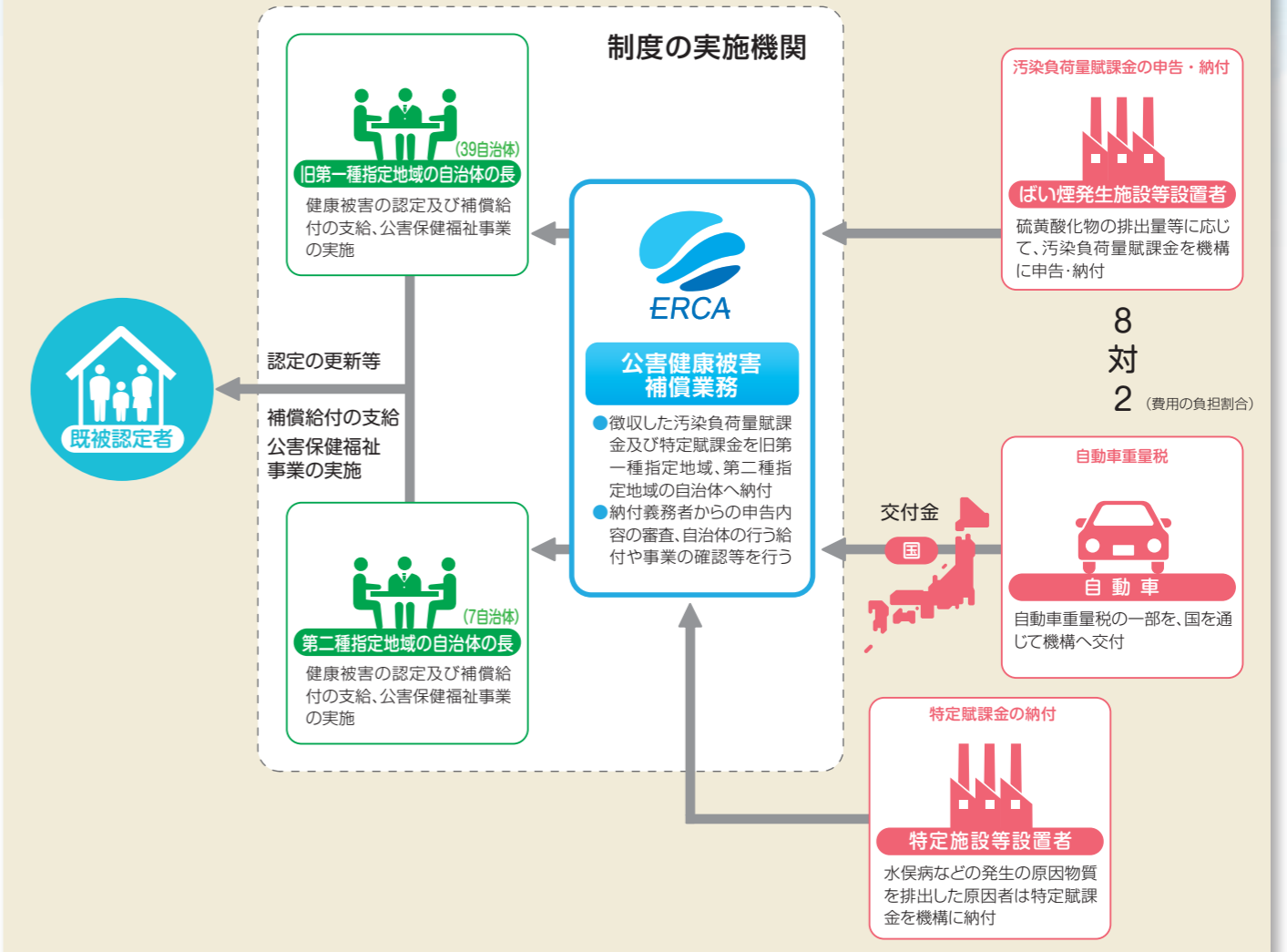
ぜん息患者の方々等が日常生活の中でぜん息の予防、健康回復等を行うことを支援する目的で、「自立支援型公害健康被害予防事業」を新設しました。

大気汚染の影響による健康被害を 予防するために 公害健康被害予防事業

公害健康被害予防事業のしくみ



公害健康被害補償業務のしくみ





「公害の教訓を後世に
引き継いでいきたい。」

四日市市
環境部 環境保全課長
人見 敏和



独立行政法人環境再生保全機構設立10周年おめでとうございます。
さて、四日市公害裁判の判決から今年で43年を迎えます。この判決はその後の法整備の大きなきっかけとなり、認定患者に対して医療費負担だけでなく、生活補償もなされることとなりました。
このことは、認定患者にとって、高額な医療費や就労できないことによる経済的な負担を軽減し、治療に専念し安心して生活できるという大変重要な制度であり、現在でも大きな役割を果たしていると言えます。
一方で、現在、四日市市においては約400名の認定患者がいらっしゃいますが、

患者の高齢化が進んでおります。それに伴い、認定患者のニーズも変化しており、福祉事業の参加者の固定化など、事業の実施にあたり再検討が求められる状況となっております。
そのような中、四日市市では、平成27年3月に「四日市公害と環境未来館」を開館いたしました。公害の教訓を風化させることなく、後世に引き継いでいきたいと考えています。
今後とも、貴機構のご支援をいただきながら、よりよい環境づくりと健康のため、公害の経験を生かした施策を実施していきたいと考えています。



「大気汚染の歴史を
忘れないで欲しい。」

全国公害患者の会
連合会 代表
森脇 君雄

大気汚染によって前が見えないひどい状況が全国的に広がった1960年代ですが、公害健康被害補償法ができたことで、被害者の救済はもちろん、汚染源の規制で効力を発揮した意義は大きいと言えます。
財源となる硫酸酸化物を排出する工場への汚染負荷量賦課金の徴収が、排出源対策を後押ししたことは間違いありません。
ただ、窒素酸化物やPM_{2.5}といった浮遊粒子状物質による目に見えない大気汚染の対策はまだ道半ばです。対策の手を緩め

ず継続して欲しいです。
公害病の治療は一生続きます。治療を続けても毎日息苦しいのです。治療や生活を支えてくれる補償制度は非常にありがたく、公害病によって働けなくなった公害認定患者の「命綱」になっています。ただ、現在も指定地域解除によって未救済の患者が多くいることも事実です。この制度が大気汚染の歴史の上に成り立っていることを忘れないで欲しいと願っています。



「地域に密着した日々の活動を通じて」

「公害健康被害補償制度について商工会議所では、昭和49年の制度発足時から徴収業務を受託してまいりました。この間、環境再生保全機構の皆様のご理解、ご協力を得て、社会的意義の高い歴史ある本制度の一翼を担えたことは商工会議所にとっても意義深く、衷心より御礼を申し上げます。
商工会議所は「商工業の総合的な発展」と「社会一般の福祉増進」を目的として地域の事業者者に密着した日常活動を積み重ねております。こうした特性を環境再生保全機構の皆様にご理解いただいていることが、目標水準を超える申告率の維持につながっていると感謝しております。東日本大震災後も被災県商工会議所の情報をもとに地域に配慮した措置を迅速にとっていた結果、その後もスムーズに申告していただくことができました。
今後とも本制度をはじめ環境再生保全機構による環境政策のお手伝いをさせていただきます。引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」



日本商工会議所
産業政策第二部
担当部長
青山 直樹



公害健康被害補償業務について

公害による健康被害者の方々を迅速・公正に保護するため公害健康被害補償制度を着実かつ正確に運営しています。

制度の現況

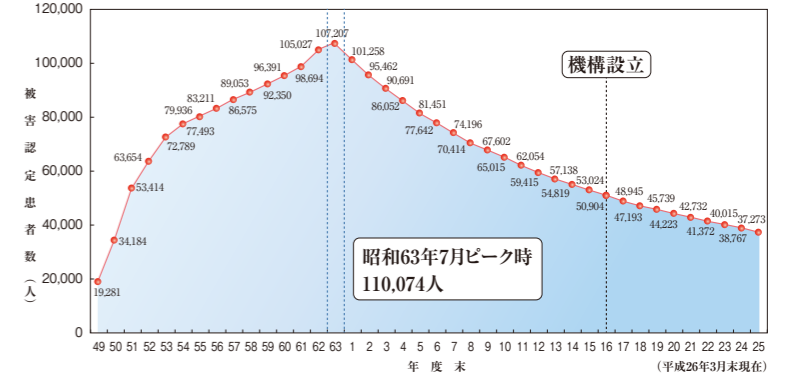


被認定者数

昭和63年の制度改正により、同年7月のピーク時における約11万人から減少し、平成26年3月末の時点でも約3万7千人の方が認定されています。



認定患者数の推移

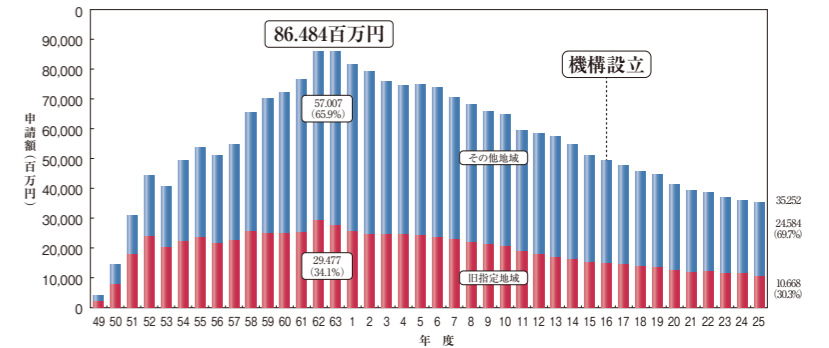


賦課金申告額

ピーク時には約860億円、その後、制度改正により減少し、平成26年3月末時点でも約350億円が申告されています。



賦課金申告額の推移



被認定患者数は年々減少しているものの、円滑な補償を行うために、引き続き関係者の皆さまにご理解・ご協力をお願いするとともに、公害健康被害補償制度についてご理解・ご協力いただけるよう取り組んでいます。

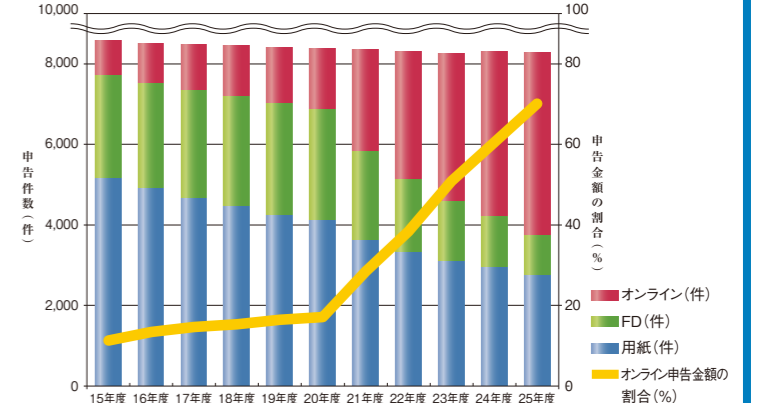
環境負荷と事務負担を減らす取り組み



オンライン申告の推進

機構では環境に配慮するとともに計算誤りや転記誤り、記入漏れなどを防ぐことで納付義務者・機構双方の事務負担を減らすため、平成15年度よりオンライン申告を推進しています。平成25年度には、オンラインによる申告件数の割合は55%となり、これは申告金額の70%を占めています。

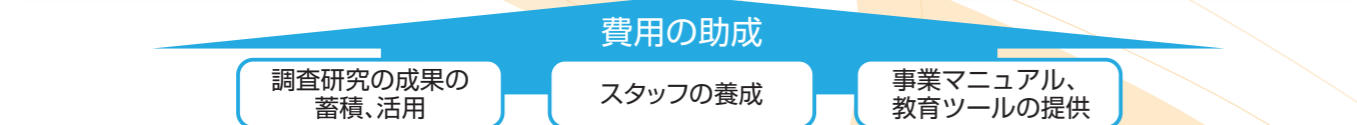
オンライン申告件数と申告金額の割合の推移



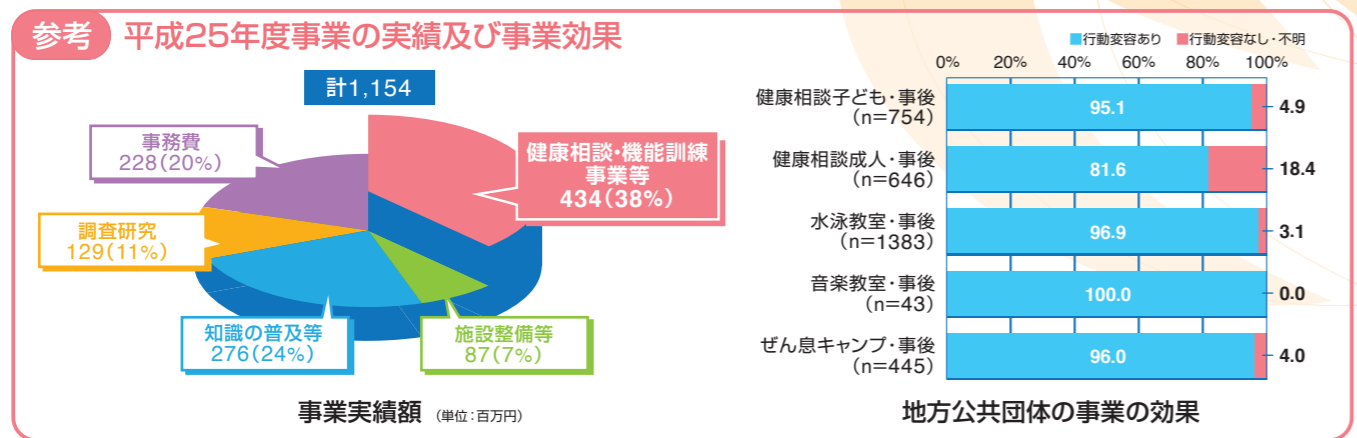
3. 地方公共団体が行う事業のサポート

地方公共団体が実施する健康相談、健康診査、機能訓練（水泳、キャンプ等）、大気浄化植樹等の事業に対して、費用の助成を行っています。

また、機構が行う調査研究、知識普及、研修等の事業を通じて、効果的な事業を実施するための知見や事業マニュアルの提供、スタッフの育成等を行い、地方公共団体が行う事業を側面からサポートしています。



ぜん息・COPDの治療や地方公共団体の実施体制等、予防事業を取り巻く状況の変化に対応するため、今後は「自己管理支援教室」や「運動訓練教室」、「講演会」といった事業内容を追加し、患者や地域のニーズを踏まえた事業の展開を行ってまいります。



機構発足10周年に寄せて

私が環境行政・施策と密にかかわり始めたのは今から約40年前(1975年)で、環境庁の時代である。公害関連疾患の疫学調査手法・標準化に関する委託研究を手がけた。その後、環境再生保全機構の前身の公害健康被害補償予防協会(公健協会)の調査研究事業で、気管支ぜん息の疫学調査、水泳教室のカリキュラム作成等を行い、知識の普及と事業では、啓発・教育のツール(パンフレット、ビデオ)の作成・監修、及び講演会・講習会を幾多行った。

平成17年から環境省独立行政法人評価委員会の委員・部会長・委員長となっていたため、機構の事業への直接的な協力はできなくなったが、ぜん息等の予防事業や石綿健康被害への的確、かつ迅速な対応等をみるにつけ、過去の公健協会が培った能力、ノウハウが機構に十二分に受け継がれているのを感じる。

今後も出続けるであろう環境関連の事業に対し、環境再生保全機構がさらなる進化をもって対応する組織として機能していくことを期待している。

国立病院機構 福岡病院 名誉院長 西間 三馨

公害健康被害予防事業を効果的に展開

～ “いま” と “これから” ～

公害健康被害予防事業では、大気汚染による健康被害を予防するため、ぜん息・COPD(慢性閉塞性肺疾患)の予防や大気環境の改善に関する様々な事業を展開していきます。

1. 正しい知識をわかりやすく提供

ぜん息・COPDの治療は格段の進歩を遂げており、地域のぜん息・COPD患者の方々に正しい情報を提供するとともに、患者の方々の悩みや不安等の相談にも応えられるよう、様々な事業を実施していきます。



2. 人材の育成、きめ細かな支援の充実

治療の進歩によって、患者の自己管理の重要性が高まっており、地域においてぜん息・COPD患者の方々が良質な指導、サービスを受けられるよう、専門スタッフの育成、マニュアルの作成など側面からサポートしています。

今後も予防事業に関わる人材の育成を強化し、また教育機関やNPOとの連携によってきめ細かな支援の機会を提供していきます。





緑地整備のしくみ

機構の緑地整備事業は、①産業公害の防止、②大気汚染による公害の防止、③地球温暖化対策の推進、④産業廃棄物の広域的な処理の推進等、環境対策の必要性から緑地整備を計画する地方公共団体からの申し込みによって実施されます。事業に要する資金は、地方公共団体からの頭金、国土交通省からの補助金、公害健康被害予防基金からの助成金（大気汚染対策緑地の場合）と、残りは財務省からの長期・低利の財政融資資金（長期・割賦で返済 平成14年度からは財政融資資金及び財投機関債）で構成されています。また、地方公共団体に対し割賦償還元利金（割賦金）について総務省から特別交付税が交付されます。なお、共同福利施設については、法律に基づく企業負担がありました。



緑地整備事業の種別

これまで行ってきた緑地整備事業は、その目的や用途によって4種類に分類されます。

● 共同福利施設（緩衝緑地）

産業公害を防止するため、工場・事業場地域と住宅地との間に緩衝緑地を整備。併せて工場の従業員と地域住民等の福利となる施設を整備しています。

● 地球温暖化対策緑地

廃棄物の最終処分場の埋跡地等、有効な利用が望めない土地を、地球温暖化対策の推進のためCO₂の吸収源となる緑地（都市公園）として整備を行っています。

● 大気汚染対策緑地

旧公害健康被害補償法の第一種地域、NOx特別措置法の特定地域において、樹木等の大気汚染浄化能力に着目した緑地（都市公園）を整備しています。

● 産業廃棄物処理施設・一体緑地

産業廃棄物の広域処理を推進するため、一定規模以上の処理能力を有する最終処分場とともに周辺地域や跡地を緑地（都市公園）として整備しています。



環境を守り、緑をつなぐ 環境再生保全機構の 緑地整備

緑地整備事業

機構では、旧公害防止事業団・環境事業団の時代から40年以上にわたり、地方公共団体からの要請を受け、オーダーメイド方式で環境を守る緑地整備を進めてきました。

事業を開始した昭和41年度から平成18年度までに、全国42地区（68事業箇所）、総面積1,226ヘクタールの事業を実施しました。機構の緑地整備事業は、平成18年度をもってすべて終了しましたが、機構で実施した4事業を振り返り、その成果を紹介します。



各地区の整備事例

富士西公園 ● 静岡（富士）地区大気汚染対策緑地

北部側全景



富士市鷹岡・天間地区は、新東名高速道路の整備が予定されていたため、大気汚染の防止及び軽減と都市環境の改善・向上を図ることを目的に緑地を整備しました。富士山を背景としたゆるやかな斜面地と新東名高速道路の高架下区域で構成されている5.5ヘクタールの緑地で、平成10年度に事業に着手し、計画・設計段階から事業終了までの間、区長会等の地域の団体の長や事業者からなる事業懇話会を設置して地域住民の方々の意見を反映させながら事業を進め、平成18年度に完成させました。



北代緑地 ● 富山地区地球温暖化対策緑地

エントランス広場



富山市街地より北西へ4km程離れたところに位置し、一般家庭から排出されたゴミの焼却灰を主に処分した一般廃棄物最終処分場の跡地とその周辺地に整備しました。平成13年度に事業着手し、基本計画の段階から地域住民の意見を取り入れて、豊かな緑、自然観察園、草屋根の作業小屋などの環境にやさしい施設、大型木製遊具などがある健康の森、芝生広場などを整備し、平成16年度に5.9ヘクタールの緑地を完成させました。



西公園 ● 山形地区地球温暖化対策緑地

自然観察塔から見たどんぐりの森



山形市街地より西へ4km程離れたところに位置し、工場跡地の汚染土壌を処分した産業廃棄物最終処分場の跡地とその周辺地に整備しました。平成12年度に事業着手し、公園づくりに際しては市民の方々の積極的な参加を得て、「地球にやさしい環をはぐくむ公園」をテーマにし、温泉を活用した足湯や親水池の水の樹木散水利用など、資源循環の特徴のある公園となっており、平成16年度に15.6ヘクタールの緑地を完成させました。



東松江緑地 ● 和歌山地区（第3期）共同福利施設

和歌山下津港の臨海工業地帯において、硫酸化合物、降下ばいじん、騒音等による被害を防止するために、第1期（湊地区、松江地区）、第2期（西松江地区）に引き続き第3期事業として、工業地域と住居地域との間に緩衝緑地を整備したものです。平成12年度に事業着手し、地域住民の方々の意見を取り入れサクラの花見ができる芝生広場などを整備し、平成16年度に5.6ヘクタールの緑地を完成させました。



ERCA10年間の事業費推移

● 事業収入額

(単位：億円)

	第一期中期計画					第二期中期計画				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
運営費交付金	31	27	24	24	22	21	20	19	18	15
国等からの補助金	110	84	83	80	79	79	73	63	32	31
その他の政府交付金	125	507	115	184	179	195	196	182	177	176
業務収入	960	923	733	718	667	601	568	546	521	505
環境再生保全機構債券	70	50	50	50	50	50	50	50	0	0
長期借入金	10	5	61	65	43	60	20	0	28	0
その他の収入	28	35	43	49	25	23	23	19	18	18
収入合計	1,335	1,630	1,109	1,170	1,066	1,030	950	879	794	745

(注)17年度の「その他の政府交付金」の増加は、18年3月より石綿健康被害救済業務が開始されることに伴うものです。

● 事業支出額

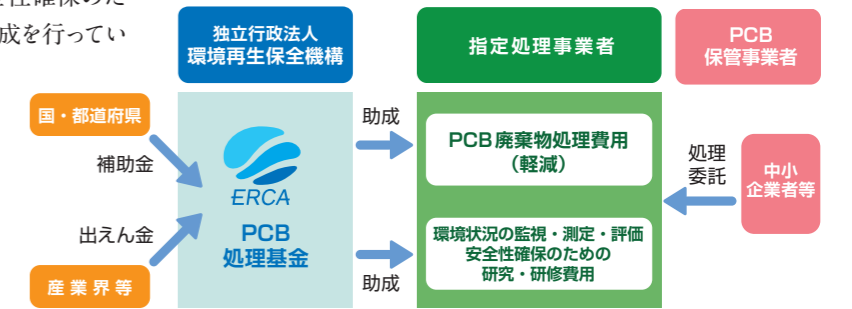
(単位：億円)

	第一期中期計画					第二期中期計画				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
業務経費	693	631	659	608	652	581	551	540	536	515
公害健康被害補償予防業務	637	612	586	564	593	510	496	482	464	450
基金業務	8	8	7	10	15	19	22	25	34	32
承継業務	47	9	5	2	2	2	2	2	1	1
石綿健康被害救済業務	—	1	60	31	41	51	31	32	38	33
人件費	15	14	16	16	15	13	12	12	12	10
一般管理費	7	6	6	6	6	5	4	4	4	4
借入金償還等	576	516	475	411	334	350	271	219	197	140
その他支出	2	18	24	28	0	21	0	0	0	0
支出合計	1,293	1,186	1,181	1,069	1,007	970	838	775	751	670

PCB *1廃棄物処理助成業務

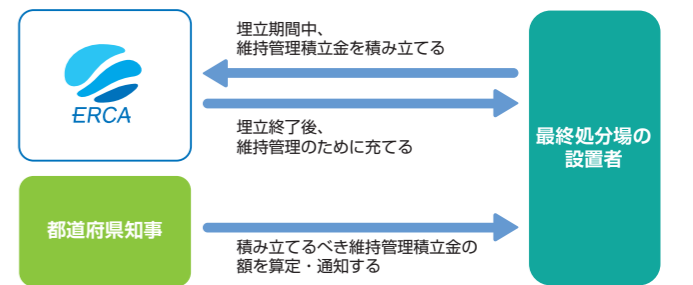
機構では、PCB廃棄物*2の速やかな処理を推進するために設置されたPCB廃棄物処理基金に係る業務を実施しています。PCB廃棄物処理基金は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成され、環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者に対して、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物を処理する際の周辺の環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進を図ることを目的として助成を行っています。

*1 PCB…ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。電気を通しにくい、燃えにくいなど工業的に優れた特性を持つことから電気機器や熱媒体として幅広く使用されましたが、昭和43年に発生したカネミ油症事件(PCBが混入した米ぬか油による食中毒)が大きな社会問題となり、昭和47年に製造が中止されました。
*2 PCB廃棄物…PCBが含まれる使用済みの電気機器等。PCB廃棄物の処理施設の整備が困難なことから、長期にわたり処理されず、事業者によって保管され続けていたが、現在は処理施設が整備され、政令により、PCB廃棄物を保管する事業者は平成39年3月末までに廃棄物の処理を行うよう定められています。



最終処分場維持管理積立金管理業務

特定廃棄物最終処分場(処分場)は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水の処理等が必要とされています。そのため処分場の設置者は、埋立終了後、適切な維持管理を行う際に必要となる費用を、予め、埋立を終了するまでの期間、積み立てておくことが法律により義務づけられています。機構では、この積み立てられた費用(最終処分場維持管理積立金)を預かり管理する業務を実施しています。



問合せ・相談窓口

ウェブコンテンツのいま

石綿(アスベスト)が原因の病気にかかった方やそのご遺族の方
中皮腫 肺がん 石綿肺
びまん性胸膜肥厚
 フリーダイヤル **0120-389-931**
 9:30~17:30(土日、祝・祭日を除く)

ぜん息・COPD電話相談室 **相談無料**
 いま使っている薬のことやこれからの治療のことなど、ぜん息・COPDに関する心配ごとや悩みごとについて、専門医や看護師がお応えします。(診察は行っておりません)
 フリーダイヤル **0120-598-014**
 平成27年4月からは10:00~17:00(日、祝・祭日を除く)

その他、業務や本誌に関するお問合せ
044-520-9501
 9:30~17:30(土日、祝・祭日を除く)(代表電話)

環境再生保全機構のホームページ
<http://www.erca.go.jp/>
 詳しい業務内容についてご覧ください。機構が製作している冊子等について、資料の申込みのほか、ダウンロードが可能です。



環境再生保全機構 YouTube 公式チャンネル
<https://www.youtube.com/user/ercachannel>
 ぜん息・COPD(慢性閉塞性肺疾患)に関する動画や、地球環境基金の助成団体を紹介する動画が視聴できます。



地球環境基金 Twitter 公式アカウント
https://twitter.com/ERCA_kikin
 地球環境基金に関する情報、イベント等の情報のほか、助成団体が行う各種報告会やセミナー等の情報を発信しています。

